

事務連絡
令和8年7月31日

各 国 公 私 立 大 学 長
各 公 私 立 短 期 大 学 長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
大学を設置する各地方公共団体の長 殿
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

令和8年度「職業実践力育成プログラム」（ＢＰ）の申請等について（依頼）

職業実践力育成プログラム（ＢＰ：Brush up Program for professional）については、平成27年7月31日に、別紙1（別添1内）のとおり公布・施行された「大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程」（平成27年文部科学省告示第124号）により、社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大を目的とし、大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的な課程を文部科学大臣が認定して奨励する仕組みとして創設され、令和8年4月現在で、496課程を認定しています。

令和8年度においても、令和8年7月31日（金）から10月7日（水）までの期間で、「職業実践力育成プログラム」（ＢＰ）の公募（令和9年4月1日以降の課程が対象）を行いますので、申請を希望する場合には、別添1「大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程の施行等について（通知）」、別添2「「大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程」に関する実施要項」、その他追って当省ホームページに掲載する関係資料をご覧ください、必要な調書を作成し、申請されるようお願いします。

本制度は、社会人の学び直しを継続的・発展的に拡大していくための土台となる仕組みであり、文部科学省における社会人の学び直し関係施策や関係省庁の政策との連携も行っています。

厚生労働省が実施する教育訓練給付金においては、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的とし、雇用保険の被保険者（離職後1年以内の者を含む。以下「被保険者等」という。）が主体的に厚生労働大臣の指定する教育訓練（以下「指定講座」という。）を受講し、修了した場合に、受講費用の一部を雇用保険から支給し、被保険者等の学び直しを支援しており、本制度の認定プログラムのうち、一定の基準を満たすものは、教育訓練給付金の対象講座（専門実践教育訓練（最大8割支給）又は特定一般教育訓練（最大5割支給））として厚生労働大臣の指定を受けることが可能です。

令和 8 年 4 月現在、職業実践力育成プログラム 4 9 6 課程のうち、専門実践教育訓練として 2 3 8 講座、特定一般教育訓練として 6 3 講座が厚生労働大臣の指定を受けており、当該講座を受講し、修了した被保険者等は教育訓練給付金による支援が受けられることから、職業実践力育成プログラムの受講を促進する後押しともなっています。

職業実践力育成プログラムへ申請される大学等におかれましては、教育訓練給付金の講座指定申請についても検討をお願いします。

なお、教育訓練給付金の講座指定を申請される場合は、必要に応じ、職業実践力育成プログラムへの申請と教育訓練給付金の講座指定申請内容について、文部科学省及び厚生労働省（委託事業者を含む）において情報共有させていただく場合がありますので、お含みおきください。

また、企業が雇用する労働者の職務に関連した教育訓練として、職業実践力育成プログラムを雇用する労働者に受講させる場合、一定の要件を満たす場合は、当該企業については、人材開発支援助成金による支援が受けられることを申し添えます。

【教育訓練給付金について】

- ・受講者（うち被保険者等）が教育訓練給付金の支給を受けるためには、ＢＰ認定大学等が別途、厚生労働省の教育訓練給付金の講座指定申請（申請期間中は年 2 回。4 月申請（10 月 1 日付け指定分）、10 月申請（翌年 4 月 1 日付け指定分））を行い、教育訓練給付金の講座指定を受ける必要があります。
- ・「職業実践力育成プログラム」（ＢＰ）に係る申請中の段階であっても、専門実践教育訓練又は特定一般教育訓練の指定申請を行うことが可能です（例えば、翌年 4 月 1 以降に受講開始する被保険者等が専門実践教育訓練金の支給を受けられるようにするためには、認定申請と並行して、本年 10 月に厚生労働大臣に専門実践教育訓練の講座指定申請を行い、翌年 4 月 1 日付けの講座指定を受ける必要があります）。

なお、厚生労働大臣による講座指定基準の詳細は厚生労働省のホームページをご確認ください。

参考：厚生労働省ホームページ（教育訓練給付金）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

【人材開発支援助成金について】

- ・人材開発支援助成金は、事業主等が雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です

参考：厚生労働省ホームページ（人材開発支援助成金）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

【「職業実践力育成プログラム」（ＢＰ）の申請方法等について】

ア 申請方法

別添 3「記入要領」を参照し、以下の URL に資料を提出ください。

様式・別添等：https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/bp/1360305.htm

提出 URL：<https://mext.ent.box.com/f/95db487db4dd4ff3974bfc97b071539a>

イ 申請期限

令和8年10月7日（水）まで

ウ 令和8年度職業実践力育成プログラム（BP）認定制度等説明会

8月19日（水）15時から説明会をオンラインで開催致します。説明会ではBPの他、リカレント教育・教育訓練給付金についても説明を行います。

参加を希望される者は8月18日（火）12時までに以下よりお申し込みください。

説明会申し込みURL：<https://forms.cloud.microsoft/r/KxjsV5cE0v>

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課 BP担当

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

電話：03-5253-4111（内線 3286）

メール：syogai@mext.go.jp